

議 会 資 料	議案第 2 2 号
こども家庭課	

志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

1. 条例を改正する理由

本案は、これまで特定の地域のみで実施されていた地域限定保育士制度について、令和7年10月1日より一般制度化されたことを受け、令和7年11月13日付で三重県がこども家庭庁より認定され、県内においても令和8年度から本制度が実施されることとなりました。

これに伴い、本市においても地域限定保育士が保育士と同様に業務を行うことを可能とするため、所要の改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

保育士の資格に言及する規程がある箇所について、地域限定保育士を追記します。

- ・志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・志摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・志摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

3. 改正による効果等

令和8年度から、本市においても地域限定保育士が保育士と同様に業務を行うことが可能となります。

志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年志摩市条例第29号)新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正後 (案)
<p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士_____</p> <p>_____又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士_____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことが</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士若しくは三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士又は地域限定保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことが</p>

できる。

2 保育士_____の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)～(4) (略)

3 前項に規定する保育士_____の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士_____その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士_____とする。

できる。

2 保育士又は地域限定保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)～(4) (略)

3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士又は地域限定保育士_____その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士又は地域限定保育士_____とする。

(1)～(4) (略)

3 前項に規定する保育士_____の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士_____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士_____の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)～(4) (略)

3 前項に規定する保育士_____の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限

(1)～(4) (略)

3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士又は地域限定保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士又は地域限定保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)～(4) (略)

3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限

る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士_____
_その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士_____とする。

(1)～(4) (略)

- 3 前項に規定する保育士_____の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

附 則

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園

る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士又は地域限定保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士又は地域限定保育士とする。

(1)～(4) (略)

- 3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

附 則

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園

(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士_____の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士_____の数が1人となる時は、当該保育士_____に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士_____の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士_____の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士_____の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士_____

(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士又は地域限定保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士又は地域限定保育士の数が1人となる時は、当該保育士又は地域限定保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士又は地域限定保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士又は地域限定保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士又は地域限定

_____の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士_____の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士_____の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士_____の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士又は地域限定保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士又は地域限定保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)又は地域限定保育士を、保育士又は地域限定保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

志摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年志摩市条例第30号)新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正後 (案)
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士_____の資格を有する者</p> <p>(2)~(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士又は三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士の資格を有する者</p> <p>(2)~(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

志摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年志摩市条例第34号)新旧対照表 (第3条による改正)

現行	改正後 (案)
<p>(職員)</p> <p>第10条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p> <p>2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は、保育士_____とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であつて、</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士又は三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下この条において「地域限定保育士」という。)</p> <hr/> <p>_____その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p> <p>2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は、保育士又は地域限定保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であつて、</p>

当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士_____であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士_____による支援を受けることができるとき。

当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士又は地域限定保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士又は地域限定保育士による支援を受けることができるとき。

志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年志摩市条例第32号)新旧対照表 (第4条による改正)

現行	改正後 (案)
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 当分の間、<u>この条例による改正後の志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)</u>第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、<u>新条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。</u></p> <p>3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者(A型)、小規模保育事業者(B型)、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の<u>新条例</u> _____第29条第2項、第31条第2項、第44条</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 当分の間、<u>志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</u> _____第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、<u>同条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、同条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。</u></p> <p>3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者(A型)、小規模保育事業者(B型)、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の<u>志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</u>第29条第2項、第31条第2項、第44条</p>

第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。